

ALPS カード会員特約

第1条(名称)

本カードは、一般財団法人地域社会ライフプラン協会(以下「協会」といいます。)とアルプスカード株式会社(以下「アルプスカード」という)及び、三井住友カード株式会社(以下「当社」という)が提携し、所定の方法で発行するもので、カードの名称は「ALPSカード」(以下「カード」という)と称します。

2.本特約および三井住友VISAカード&三井住友マスターカード会員規約(以下「会員規約」という)を承認のうえ、入会を申し込み、協会及びアルプスカードと当社が適当と認めた方(以下「会員」という)に当社がカードを発行し、貸与します。

3.本カードに関する業務管理は、アルプスカードと当社が共同で行います。

第2条(会員資格)

会員となることのできる方は、協会が規定している協会寄付行為第31条第4項に定める協会の特別会員となることを希望する次の各号に掲げる者で、協会の理事長(以下「理事長」という)が別途定める要件に該当し、本特約および会員規約を承認のうえ、入会を申し込み、協会及びアルプスカードと当社が適格と認めた方とします。(1)地方公務員およびその家族(2)地方公務員共済組合並びに全国知事会、全国市長会及び全国町村会の職員その他地方行政に関係する者であって理事長が定める者およびその家族(3)地方公務員共済年金の受給者その他これに準ずる者であって理事長が定める者およびその家族

第3条(会員資格の喪失)

会員が、協会、アルプスカードもしくは、当社の一方から、カード会員資格を取り消された場合には、協会の特別会員としての資格も喪失するものとします。

第4条(協会の特別会員資格の取消等)

1.協会の特別会員が次の各号のいずれかに該当した場合、その他理事長が不適格と認めた場合は、協会は通知催告をせずに協会の特別会員としての資格を取消し、又は一時停止することができるものとします。(1)虚偽の申告をした場合(2)本特約のいずれかに違反した場合(3)会員の信用状態に重大な変化が生じた場合(4)住所変更の届けを怠る等会員の責めに帰すべき事由により会員の所在が不明となり、理事長が会員への通知連絡について不能と判断した場合

2.協会の特別会員が前項により協会の特別会員としての資格を取り消され、又は一時停止されたときは、カードの会員としての資格も同時に取り消され、又は一時停止されるものとし、会員規約第14条又は第22条を適用するものとします。

第5条(アルプスカードのサービスの利用)

1.会員は、アルプスカードより、その提供する特典・サービスを受けることができます。

2.会員が前項の特典サービスを受ける場合には、アルプスカードの所定の方法に従うものとします。

第6条(ALPSカードローン)

1.会員規約に定めるキャッシングリボは、ALPSカードローン(以下「本ローン」)と読み替えて適用されるものとします。また本条に定めのない事項については、会員規約が適用されるものとします。

2.本ローンの利率は、一般カード及びゴールドカードともに実質年率14.16%とします。但し、金融情勢の変化などにより、相当の理由がある場合には、一般に行われる程度のものに変更できるものとします。3.本ローンの資金用途は自由です。

第7条(支払期日)

会員が指定できる支払期日は、カード種類にかかわらず、毎月10日(但し、金融機関の都合により毎月8日となる場合があります)のみとします。

第8条(カード種類)

会員は、本カードについて、ヤングゴールドカード及びリボルビング払い専用カードを申込みことはできません。

第9条(退会) 1.協会の特別会員は、協会あて所定の退会届を提出することにより、いつでも退会することができます。

2.協会の特別会員が退会の申出を行った時は、同時にカードの会員としても会員規約第23条により退会の申出があったものとします。

3.会員が、会員規約第23条により退会した時は、協会の特別会員としても同時に退会したものとします。

第10条(本特約の改定)

本特約が改定され、その改定内容が会員に通知された後に、会員がカードを利用したときには、会員はその改定を承認したものとみなします。なお、本特約に定めのない事項については、会員規約が適用されます。